

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画

環境影響評価準備書に対する意見書

平成 29 年 8 月 8 日

ご住所 〒540-0026

大阪市中央区内本町 2-1-19-430

ふりがな ぜんおおさかしょうひしゃだんたいれんらくかい

ご氏名 全大阪消費者団体連絡会

連絡先 TEL.06-6941-3745

※環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由

(意見)

今回の設置計画は

1. 世界が脱炭素社会への転換に合意したパリ協定が発効したにもかかわらず、温室効果ガスを大量排出する石炭火力発電所を新設するものであること、
2. 住民が大気汚染公害に苦しみ続け、国や自治体が対策に努めている地域に、新たな汚染源となる石炭火力発電所を公害訴訟の当事者企業が新設するものであること、

以上 2 点から、今回の計画は社会的・倫理的に許されないと考えます。計画の撤回、もしくは発電方式の変更を含めた抜本的な見直しを強く求めます。

(理由)

1. 温室効果ガス問題

石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は最新の設備であっても、天然ガス火力発電所の 2 倍であることは周知の事実です。新設される 2 基からは年間 692 万トン、既設の 2 基からは年間 790 万トン、合計 1482 万トンもの二酸化炭素が排出されることとなります。これは、神戸市域全体の温室効果ガス排出量 1247.8 万トン（2014 年度）を上回る量です。

新設 2 基による関西電力への卸供給契約は 30 年間ですから、少なくとも 2050 年まで、大量排出し続ける計画です。今世紀後半に人為的な排出量と吸収量をバランスさせるために、できるだけ早く排出量をピークアウトさせ、その後は迅速な削減に取り組むというパリ協定の合意の精神に反する計画です。(裏面に続く)

(1 枚に記載しきれない場合は、裏面(続き)をご使用ください。)

【備考】

提出先：〒657-0863 神戸市灘区灘浜東町 2 番地

株式会社神戸製鋼所 電力事業部門 西日本電力プロジェクト部 宛

(神戸製鉄所コミュニティセンター、BB プラザ神戸では、備え付けの意見書箱に投函できます。)

提出期限：平成 29 年 8 月 24 日（木）まで(郵送は当日消印有効。意見書箱での受付は午後 5 時まで。)

【注】

- ・ご記入いただいた個人情報、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用する事はございません。
- ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱う事としております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

意見の内容及びその理由

また、国の二酸化炭素排出削減目標との整合性について、準備書では、関西電力が2030年に向けて電気事業低炭素社会協議会が定めた「電気事業における低炭素社会実行計画」の目標達成に貢献するとしているとするだけで、具体的な内容を示していません。（なお、関西電力が目標達成に向けた具体的な方針・計画を示したことはありません。）この点について、「電気事業における低炭素社会実行計画」の実効性に課題があるとして、「売電先が行うものも含めて定量的に明らかにすること」を求めた知事意見への回答にもなっていません。

また、2050年までに温室効果ガスを80%削減するという国の長期目標との整合性について、準備書は、二酸化炭素回収・貯留技術の検討を行うとしています。しかし、一方で実用化に向けては解決すべき課題があり、現時点では具体的な検討ができる段階ではないと認めており、整合性を保つ裏付けなしに新設する無責任な計画と言わざるを得ません。

2. 大気汚染

神戸発電所から20km圏内は、4000人の公害患者が生活していると指摘される地域です。二酸化窒素の大気汚染は阪神間の自動車排ガス測定局の多くで、環境基準（0.06ppm～0.04ppm）の下の値を超えています。PM2.5や光化学オキシダントは環境基準を超えています。立地周辺は深刻な大気汚染地域であり、汚染源を減らしていくことが求められる地域です。

準備書は、国の環境基準等や、神戸市との協定の遵守を言いますが、そうであったとしても大気汚染地域に新たな汚染源を新設することで、汚染状況が悪化することは否定できません。また、PM2.5や光化学オキシダントについては、精度の高い予測手段が確立していないため評価項目に選定していないとしています。これは、どこまで汚染が悪化するか予測もつかないまま、汚染源を追加することに他なりません。

神戸製鋼所は言うまでもなくかつての公害裁判の被告企業です。卸供給先の関西電力も同じです。そうした立場の企業が、その被害地域に新たな汚染源を設置し、被害者や地域住民の懸念が解消されていない状況において、今回の計画は社会的にも企業倫理上も認められるものではありません。

また、準備書では、石炭中の水銀濃度0.1 μ g/g、大気排出割合26.9%とされており、この数値を用いると、年間燃料使用量317万トンに含まれる水銀は約317kgで、そのうち約85kgが大気中に排出される計算になります。この量は日本の石炭火力発電所からの総排出量の10%を超え、全水銀排出量の1%にあたるもので、見過ごせない水銀汚染源となってしまいます。大気中の長距離移動や残留性、生物蓄積性、人の健康と環境への重大な悪影響があることから、水銀を世界的に懸念される科学物質として規制・管理することを定めた水俣条約の趣旨にも反します。